

令和3年8月20日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域福祉センターの利用について

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで、宮城県全域において新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置を実施すべき区域となり、併せて、宮城県独自の緊急事態宣言が発令中であることから、柴田町内において、下記条件に合致した場合に柴田町地域福祉センターの利用を停止【ただし、公用で使用する場合を除く】する措置を取ることになります。

つきましては、ご希望させる利用の可否について、事前に確認をお願いします。

なお、要請期間における柴田町地域福祉センターの利用については町内在住者の利用に限ります。

■地域福祉センターの利用停止条件

柴田町内において、1日当たりの新型コロナウイルス感染者が10人以上になった場合（10人以上と発表になった日の翌日から適用）

お問い合わせ：柴田町社会福祉協議会

☎0224-58-1771